

件 名

県議会令和5年6月定例会概要について

提出理由

県議会令和5年6月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

概 要

1	会期	
	6月19日	開会
	6月23日～6月29日	一般質問
	7月 3日	文教委員会
	7月 5日	人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会
	7月 7日	委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

(財務課)

2 本会議の質問

質問者数 15人中 11人 (73.3%)

質問本数 252本中 34本 (13.5%)

3 文教委員会

(1) 付託議案

第81号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

可決

(2) 当面する行政課題報告

指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
令和5年度における指定管理者の選定について（さいたま文学館）

(3) 所管事務調査

教科書の選定に関わる諸問題について

4 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会
審査事項 教育改革について

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
6 月 23 日	中屋敷 慎一 (自民)	3 チャットGPTなど生成AIの行政活用について	高校教育指導課 義務教育指導課
		4 埼玉県5か年計画について (2) 小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合について	生徒指導課
	白根 大輔 (民主フォーラム)	5 学校内での傷害事件への対応について (1) 傷害事件における窓口対応と防犯マニュアル化について	小中学校人事課 教職員課 保健体育課
		6 生徒一人一台タブレット端末環境整備について	ICT教育推進課
		7 特別支援学校の設置について	特別支援教育課
	権守 幸男 (公明)	3 自転車乗用中のヘルメット着用について	保健体育課
		5 教員勤務実態調査に加え県独自のアンケート調査について	小中学校人事課 県立学校人事課
6 SNSを活用した相談窓口について		生徒指導課	
6 月 26 日	尾花 瑛仁 (自民)	3 教育施策について (2) 中高一貫校の敷設について	魅力ある高校づくり課 高校教育指導課
		(3) 特色ある学校づくりについて	魅力ある高校づくり課 高校教育指導課
	金野 桃子 (県民)	5 ChatGPTの教育への影響及び活用について	高校教育指導課 義務教育指導課
	松本 義明 (自民)	教育なし	-

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
6 月 27 日	鈴木 まさひろ (自民)	4 アンガーマネジメントの推進について <u>(1) 学校教育における導入について</u>	小中学校人事課 高校教育指導課 義務教育指導課
		<u>(3) 非認知能力の重要性について</u>	高校教育指導課 義務教育指導課
		6 金融経済教育の推進について <u>(1) 意義について</u>	高校教育指導課 義務教育指導課
		<u>(2) 外部の知見の活用について</u>	高校教育指導課 義務教育指導課
		<u>7 身体に負担のかかる「体育座り」の見直しについて</u>	保健体育課
	伊藤 はつみ (共産)	2 子育て世帯の経済的負担を軽減し、すべての子ども達がいきいきと学べる埼玉に (1) 学校給食を無償に <u>ア 市町村の給食無償化の広がりについて</u>	保健体育課
		<u>イ 定時制高校の給食無償化を</u>	保健体育課
		(2) 高校タブレットは公費で整備を <u>ア タブレットは公費負担で</u>	I C T教育推進課
		<u>イ タブレット貸出しについて</u>	I C T教育推進課
	森 伊久磨 (自民)	教育なし	-

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
6 月 28 日	柿沼 貴志 (自民)	2 あらゆる人が生き生きと活躍できる居場所と社会の実現にむけて	知事 生徒指導課
		3 子ども達の孤独・孤立化を防ぐべき (1) 学校と外部関係機関のワンチームによる支援について	生徒指導課
		(2) データ連携プラットフォームの構築について	高校教育指導課
		4 高校入試等での「合理的配慮」とは (1) 入試での合理的配慮について	高校教育指導課
		(2) 入学後の合理的配慮について	高校教育指導課
		5 発達障害等のある生徒への就労支援を	高校教育指導課
	武田 和浩 (民主フォーラム)	5 埼玉県が所蔵する刀剣類の展示公開について	文化資源課
		7 中学校の保健体育「武道」での空手道授業の実施について	保健体育課
		8 シックスクール問題について	保健体育課
	関根 信明 (自民)	教育なし	-

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
6 月 29 日	松井 弘 (自民)	4 特別支援学校の教育環境の改善について	特別支援教育課 県立学校人事課
	木下 博信 (自民)	教育なし	-
	日下部 伸三 (自民)	5 埼玉県教育行政について (1) 半旗掲揚について	総務課 高校教育指導課 義務教育指導課
		(2) 選抜対抗リレーについて	保健体育課
		(3) スポーツ教育の在り方について	保健体育課
		(4) 習熟度別授業の実施状況について	高校教育指導課

一般質問（アンガーマネジメントの推進について）

質問

- Q 1 感情を適切にコントロールする技術を学ぶことで、いじめや問題行動の防止、教職員の指導力の向上や体罰の防止へと寄与していくことが期待される。アンガーマネジメントの意義、有効性、学校教育における導入について、見解を伺う。
- Q 2 アンガーマネジメントは、自制心や計画性等に代表され、非認知能力の一つとしても数えられる。幼児期から小・中学校段階で非認知能力を育むことは重要だと考えるが、これまでの取組も踏まえ、非認知能力の重要性や今後の取組について、見解を伺う。

答弁

- A 1 学校教育において、他者への理解を深め、社会性を育むため、児童生徒がアンガーマネジメント等の人間関係づくりの手法を身に付けていくことは、良好な人間関係を築いていく上で重要な観点である。そのため、これまでも児童生徒には、道徳の授業等において、自分と他人の考えを比べ、自らの考えを深めたり、相手の意見を尊重し合意形成を図ることを通じ、人間関係づくりについて学ぶ機会を設けている。また、教職員に対しては、「不祥事防止研修プログラム」において、アンガーマネジメントの手法を項目の一つに取り上げ、全ての教職員が学校内で研修を受けることとしている。
- 今後も各学校において、児童生徒同士や教員と児童生徒のよりよい人間関係の構築を図るため、アンガーマネジメント等のスキルトレーニングの有効な活用を努めていく。
- A 2 これまでも、県では、幼児期から非認知能力の育成が図られるよう、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つを柱に、小学校入学までに身に付けてほしい内容を整理した「3つのめばえ」を作成している。この「3つのめばえ」のリーフレットを、幼稚園や保育所、小学校の教員等が集まる研修で活用するとともに、小学校入学前の保護者に配布し、教員等や保護者に対し、非認知能力の重要性や育成する意義を周知している。
- また、令和4年度から、自分に自信を持つ自己効力感や、相手の気持ちを考えたり、親切にする向社会性といった非認知能力の育成を目的として、大学の研究機関が開発した育成プログラムの実証研究を複数のモデル校で行っている。実証研究の結果を踏まえ、子供たちの非認知能力を育成する取組の充実を図っていく。

一般質問 (子ども達の孤独・孤立化を防ぐべき)

質問

- Q 1 ここ数年、埼玉県でも不登校の児童生徒は急増しており、学校、医療、福祉、労働、NPO等とのワンチームによる支援体制が急務である。中学校と高校で支援が引き継がれていない実態や、学校の内外でおおむね4割から6割の児童生徒に専門的な支援が届いていない状況を踏まえ、見解を伺う。
- Q 2 DXの推進の下、県教育委員会と市町村教育委員会が、支援を必要とする生徒の情報を閲覧できるようなデータ連携のプラットフォームを構築するべきと考えるが、見解を伺う。

答弁

- A 1 県では孤独・孤立化から子供たちを救うため、学校内においては担任や養護教諭等の教職員とスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフがチームとなり、組織的に支援に当たるよう指導している。
- また、学校内での支援に加え、児童生徒の状況に応じ、医療、福祉、労働、NPO等の学校外の関係機関の専門的な支援を得て、学校と関係機関がワンチームとなって対応していくことは大変重要である。ワンチームによる支援体制が的確に機能するためには、子供の学校生活の様子や家庭状況など、一人一人に応じた支援に必要な情報を、関係者間で共有することが有効であると考えている。今後、県立学校長や市町村教育委員会等から意見を聴取しながら、必要な情報、支援内容、連携組織の在り方等について研究していく。
- A 2 各学校には、生徒の学習や生徒指導、進路指導等に関する様々な情報があるが、支援を必要とする生徒の情報を組織間で連携させることは、未だ十分ではないと認識している。
- 現在、国では、取り扱うデータの項目や範囲等に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めるための実証事業を実施している。今後、県では、国の事業を参考にし、教育局内にデータ連携プラットフォームに関する検討組織を立ち上げ、支援を必要とする生徒の情報の連携の在り方等について検討していく。

質問

- Q 1 補償基礎額が休業補償等の額の算定基礎となるとのことだが、改定することにより、休業補償以外のどのような種類の補償に影響があるのか伺う。
- Q 2 介護補償とはどのようなものか。また、今回の介護補償の改正点はどのようなものか伺う。
- Q 3 過去に公務災害補償を適用した事例はあるのか伺う。

答弁

- A 1 公務災害の補償に関する給付は、休業補償、療養補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償の 7 種類あり、療養補償、介護補償以外の 5 つの補償は、補償基礎額を算定基礎として補償額を算出することになっている。
今回の補償基礎額の改定によって、休業補償以外に傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償に影響がある。
- A 2 介護補償は、学校医等が公務災害により障害を負い、常時又は随時介護を受けている場合に補償額が支給される。例えば、有料の介護サービス等を利用する場合には上限額の範囲内、また、介護サービス等を利用せず、親族等により介護を受けた場合は定額の補償額が支給される。
今回は、条例で定める補償額の上限額及び定額を増額する改正となっている。
- A 3 これまで県立学校で公務災害補償を適用した事例はない。平成 13 年度までは、市町村も県の条例を適用しており、市町村立学校で適用した事例が 2 件ある。いずれも、小学校の学校薬剤師の公務災害であり、1 件は学校内で機材運搬中に転倒し負傷した事例、もう 1 件は学校への移動中にバイクで転倒し負傷した事例となる。

質問

- Q1 エネルギー価格の高騰に伴い、各げんきプラザでは、光熱費等の節減や収入確保に向け、どのような取組を行っているか伺う。
- Q2 川の博物館は素晴らしい施設だが、認知度が低い。ホームページのブログやFacebook等の更新頻度が低く、SNSに情報発信がされていないことは非常に残念である。広報について、どのような管理をしているのか。
- Q3 さいたま文学館では、集客のためにどのような取組を行っているか伺う。

答弁

- A1 料金の安い電力会社への変更やこまめな空調の温度調節、利用者への節電の呼びかけを行い、光熱費等の節減を図っている。
また、利用者増に向け、主催事業の定員を増やすとともに、新規利用者やリピーターの確保に向けたPR等を実施し、収入確保に努めている。
- A2 広報活動は指定管理業務に含まれるため、基本的には指定管理者で行うことになっている。指定管理者と毎月会議を行っているので、様々な手法を使用し、積極的に情報発信していくよう指導、助言を行っている。
- A3 令和4年度は、「文豪とアルケミスト」というゲームとコラボレーションした「永井荷風展」を実施し、若い年代の方にも多く来館していただいた。また、令和5年度は、「ふしぎ駄菓子屋銭天堂へようこそ」という子供向けの企画展を初めて実施する予定であり、幅広い世代の集客が図れるよう取り組んでいる。

行政報告（令和5年度における指定管理者の選定について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 仮に、現在の指定管理者が、令和5年度の指定管理業務に応募してきた場合、今まで実施してきた指定管理業務に対する評価は選定時に反映されるのか。
- Q 2 応募する企業を増やすための努力や工夫はしているのか。また、これからしていこうと考えているのか伺う。

答弁

- A 1 選定時における審査の際には、今まで実施してきた指定管理業務は評価の対象としていない。一方で、選定時における主な審査のポイントとして、常設展示や特別展、企画展の実施の観点があり、当該施設の指定管理者としての実績があると、施設や収蔵資料、利用者層等の実態をよく把握しているため、より具体性や説得力のある提案が可能となり、結果として評価が高くなる場合はあり得る。
- A 2 さいたま文学館は、施設の管理業務や窓口業務、ホールや研修室等の貸館業務、企画展示、カフェの運営等の幅広い業務がある。また、学芸員や司書の資格を必要とする業務もあるため、1つの業種の企業が単独に応募することは難しいと考えており、複数の企業がそれぞれの強みを生かし、1つの企業体として応募してもらうことも可能である。
- 他の施設や近隣の施設で指定管理業務を行っている団体や、公の施設の管理運営を行う団体が加盟している一般社団法人指定管理者協会等へ公募の情報を提供していく。

所管事務調査（教科書の選定に関わる諸問題について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 教科書は客観的、公平な観点から選定されるべきだと考える。ある教員が特定の教科書作成に関わっている場合、教科書の選定における客観性や公平性が損なわれると思うが、所見を伺う。
- Q 2 国の検定制度の改善が図られるまでは、学校現場において、より高い精度でどの教科書を選ぶべきか慎重に判断し、教育委員会や事務局においては、検定に合格した教科書であっても、しっかりと調査・研究し、適切か不適切かを見極め、時には不適切と思われる教科書を排除するくらいのリーダーシップが求められると考えるが、教科書採択についてどうあるべきか所見を伺う。

答弁

- A 1 平成28年に県が作成したガイドラインでは、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切接触を持たせないこととし、教科書の執筆、編集に関わった者は、関わった採択年度において、教科書の採択に関する事務には一切関与しないこととしている。一方で、子供たちの学力向上のためには、日頃、教科書を使用し学習している子供たちの反応をよく見ている教員の意見を、積極的に教科書発行者に伝えることは大切であり、過去に教科書の執筆や編集に携わった教員は、教科の専門性について深い知見を有することから、当該教員自らが関わった採択年度ではない場合においては、その後の採択に関する事務に関与する余地を残している。
- 県としては、採択に関する基準を通知し、十分な人数で教科書の調査研究を行うことや、教科書採択の公正性、透明性を高めることとしていることから、公平性や客観性を担保していると考えている。
- A 2 教科書は、一人一人の子供たちにとって、将来にわたって大きな影響を与える、極めて重要なものと認識している。
- 県教育委員会としては、県立学校長に対し、校長の権限と責任において教科書の調査研究を組織的に行い、生徒の実態を踏まえて適切に選定をするようしっかりと指導し、その上で県教育委員会としても調査研究をしっかりと行い、その権限と責任において主体的に採択をしていく。
- また、市町村立学校においては、教科書の採択権者である市町村教育委員会に対し、その権限と責任に基づき、公正かつ適正な教科書採択が主体的に行われるよう、指導、助言または援助を行っていく。

教育改革について（質疑応答の概要）

質問

- Q 1 令和5年度は、36市町村で埼玉県学力・学習状況調査を従来の紙による調査ではなく、C B T化、いわゆる一人一台端末による調査で実施したとのことだが、その目的は何か。
また、C B T化で実施したことにより、明らかになったメリットと課題は何か伺う。
- Q 2 令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されたが、これを踏まえ、どのように生成A Iの活用を進めていくのか伺う。

答弁

- A 1 従来の紙の調査で取得してきたデータに加え、より精緻なデータの取得、蓄積が可能となり、エビデンスに基づいた施策の検討や教員の指導方法の工夫、改善を進め、児童生徒一人一人の更なる学力向上を目的としている。
メリットとして、解答の正誤の情報に加え、解答にかけた時間の記録が取得可能となった。正誤の情報に加え、解答にかけた時間も分析することで児童生徒のつまづきを把握し、より細やかな指導につなげていきたいと考えている。一方で課題としては、児童生徒による受検番号の誤入力や解答データの未送信が明らかになった。これらの課題については、教員向けのマニュアルの改訂や子供向けの新たな注意喚起の方法を検討し、対策を講じていきたい。
- A 2 生成A Iの仕組みを理解することや、生成A Iを学びに生かす力を育成することは重要だが、児童生徒の資質・能力の育成のためには、体験活動の充実や人間的な触れ合いの中で行われる教育指導も重要であり、授業では、生成A I等のデジタル技術の活用場面をバランスよく設定する必要があると考えている。
国のガイドラインにも示されているとおり、特に、小学生に利用させることは慎重な対応が必要であるため、ガイドラインを参考にしながら、取組事例の情報収集を行うとともに、教員研修等を通じ、学校現場で適切な活用ができるよう取り組んでいきたい。